資料５－１

再送信の同意に関する平成 23 年６月 21 日の大臣裁定等

１　大臣裁定及び拒否処分の概要　・・・・　Ｐ１

２　よさこいケーブルネット株式会社からテレビせとうち株式会社に関し申請があった件についての裁定書本文　・・・・　Ｐ６

３　山口ケーブルビジョン株式会社から株式会社福岡放送に関し申請があった件についての裁定書本文　・・・・Ｐ１５

４　美祢市から株式会社福岡放送に関し申請があった件についての裁定書本文　・・・・Ｐ２８

（参考）「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（抄）　・・・・Ｐ３４

電気通信事業紛争処理委員会事務局

平成 23 年６月 28 日

高知県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請について

裁定申請の概要

（1）申請日
　　平成22年6月24日

（2）申請者及び申請に係る放送事業者
　　高知県の有線テレビジョン放送事業者「よさこいケーブルネット株式会社」が、「テレビせとうち株式会社」（テレビ東京系）の放送の再送信同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者（裁定申請者）	
事業者名	業務区域
よさこいケーブルネット株式会社	高知県須崎市、土佐市

⇨

申請に係る放送事業者	
事業者名	放送対象地域
テレビせとうち株式会社	岡山県、香川県

（3）再送信しようとするテレビジョン放送
　　テレビせとうち株式会社所属西讃岐テレビジョン中継局の放送

（4）裁定申請の理由
　　再送信同意について協議が不調のため

今回の裁定について

・テレビせとうち株式会社の放送の再送信について、同意をしない正当な理由があると認められるため、同意すべきとは認められない旨裁定。

	テレビせとうち株式会社の主な主張	判断
1	・再送信により、「放送の地域性に係る意図」が侵害される。	**（「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度）** 区域外再送信を実施した場合、一定程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害が認められる。 **（受信者の利益の程度）** テレビせとうち株式会社の放送対象地域と申請者の業務区域との間の人・物等の交流状況等（通勤・通学等人の移動状況は極めて小さい、経済的取引状況は極めて小さい、電波のスピルオーバーはない、視聴習慣・視聴実態はない）から、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得」の観点からみた受信者の利益は極めて小さい。 **（比較衡量）** 受信者の利益が極めて小さいため、「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が受忍限度内にあるとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由と認められる。
2	・放送番組の販売収入が大幅に減少する。	・放送事業者の番組編集上の意図と関わるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

山口県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請について

裁定申請の概要

（1）申請日
　平成23年3月30日

（2）申請者及び申請に係る放送事業者
　山口県の有線テレビジョン放送事業者2社が、福岡県の放送事業者4社の放送の再送信同意に係る総務大臣の裁定を申請。

有線テレビジョン放送事業者（裁定申請者）		
事業者名	業務区域	
山口ケーブルビジョン株式会社	山口県	山口市
		防府市
		宇部市
		美祢市（旧美東町、旧秋芳町）
美祢市	山口県	美祢市（旧美祢市）

申請に係る放送事業者	
事業者名	放送対象地域
株式会社福岡放送（FBS） アールケービー毎日放送株式会社（RKB） 九州朝日放送株式会社（KBC） 株式会社ＴＶＱ九州放送（TVQ） （以下「福岡民放４社」）	福岡県

（3）再送信しようとするテレビジョン放送
　福岡民放4社所属の北九州デジタルテレビジョン放送局の放送

（4）裁定申請の理由
　再送信同意について協議が不調のため

今回の裁定について（山口ケーブルビジョン株式会社）

・ 福岡民放4社の放送の再送信について、同意をしない正当な理由が認められないため、全て同意すべき旨裁定することが適当。

	福岡民放の主な主張	判断
1	・違法な再送信を行うなど、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある。（KBC）	放送事業者から求められた多額の費用を要するチャンネル調整に応じなかったため、同意の更新が行われなかったものであり、申請者が放送事業者からチャンネル変更を求められた２年間を除き、約１５年以上、現在まで適法に再送信同意を得ていることを勘案すれば、有線テレビジョン放送事業者としての適格性が問われるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。
2	・再送信により、「放送の地域性に係る意図」が侵害される。（全社）	**（「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度）** 区域外再送信を実施した場合、一定程度の「放送の地域性に係る意図」の侵害が認められる。 **（受信者の利益の程度）** 福岡民放４局の放送対象地域と申請者の業務区域との間の人・物等の交流状況等（通勤・通学等人の移動状況は一定程度認められる、経済的取引状況は一定程度うかがえる、電波のスピルオーバーの状況は一定の面的広がりをもって存在する、一部の地域を除き視聴習慣、視聴実態が認められる）から、「受信者が自らの生活等に必要な地域情報の取得」の観点からみた受信者の利益があるものと認めることができる。 **（比較衡量）** 受信者の利益が認められるため、「放送の地域性に係る意図」の侵害が受忍限度を越えているとは言えず、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。
3	・地元放送事業者の同意がない。（TVQ）	放送事業者の番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることをうかがわしめる主張とは言えず、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。
4	・再送信を求められている放送局の番組の多くは同一系列の山口民放局の番組と同じであり、情報格差はない。（KBC）	

今回の裁定について（美祢市）

・　有線テレビジョン放送法第１３条第３項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とすることが適当。

	福岡民放の主な主張	判断
1	・大臣裁定申請の要件に該当しない。	・実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の２回のみ、協議期間も１ヶ月未満であり、福岡民放４社は十分な協議が行われていないため当事者間の協議継続を求めている。申請者は２回目の協議において、大臣裁定申請の意向を表明しており、福岡民放４社との間においては、十分な協議が行われておらず、歩み寄る余地がないものとは言えないと解さざるを得ない。 ・また、申請者に対し、協議の内容についての認識と根拠となる具体的事実を求めたが「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当するとみるべき特段の理由はみられなかった。

※　大臣裁定申請の要件に該当しないため、福岡民放４社のその他の主張については判断を行わなかった。

裁　　定

関係当事者

申　請　人

高知県須崎市緑町１５番１０号

よさこいケーブルネット株式会社

代表取締役　西内　正

申請に係る放送事業者

岡山県岡山市北区柳町２丁目１番１号

テレビせとうち株式会社

代表取締役　大田　弘之

平成２２年６月２４日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和４７年法律第１１４号）第１３条第３項の規定に基づき、よさこいケーブルネット株式会社からテレビせとうち株式会社を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主　　文

テレビせとうち株式会社は、同社のテレビジョン放送をよさこいケーブルネット株式会社が再送信することに同意しなければならないとは認められない。

理　由

１　申請の概要

申請者は、平成７年 12 月５日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、高知県土佐市及び須崎市において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、岡山県岡山市所在の放送事業者であるテレビせとうち株式会社（以下「テレビせとうち」という。）のテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成 22 年６月 24 日付けで本件申請を行った。

申請の概要は、下述のとおりである。

（１）申請に係る再送信の概要

ア　再送信しようとするテレビジョン放送
　　テレビせとうち所属西讃岐テレビジョン中継局の放送

イ　再送信の業務を行おうとする区域
　　高知県須崎市全域、高知県土佐市全域

ウ　再送信の実施の方法
　　同時再送信による放送

エ　申請者が希望する再送信の開始日
　　裁定あり次第速やかに

（２）協議の経過

申請者は、平成15年１月29日から７年以上にわたり、継続的に協議を重ねてきた。また、並行して、高知県内の地元放送事業者とも協議を行った。申請者は、平成21年４月には歩み寄る余地がないことをテレビせとうちと相互に確認するに至り、その後も社団法人日本民間放送連盟のあっせんにより協議を試みたが奏功しなかった。

申請者は、テレビせとうちとの間で放送の地域性に係る意図、番組編集上の意図等に関する対立はないとし、また、テレビせとうち側が地元放送事業者の同意がなければ再送信に同意しないとの態度を崩さなかったため、円満解決のため地元放送事業者とも協議を重ねたが最終的に協議が調わなかったとしている。

２　申請に係る放送事業者の意見の概要

テレビせとうちが、平成 23 年３月 18 日付けで有線テレビジョン放送法（以

下「法」という。）第 13 条第４項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（１）協議の経過

平成 15 年からの申請者との協議の大半は地元放送事業者の理解を得るべくして行われ、環境整備のための協議に時間を費やし、当事者間で「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」（以下「再送信ガイドライン」という。）（平成 20 年４月策定）に沿った協議は実質的に行われていない。裁定申請後も協議が継続中である旨総務省に回答しており、申請者とのやりとりもある。テレビせとうちは実質的に協議を継続中との認識であり、誠実に交渉を継続する意思もある。

したがって、法及び再送信ガイドラインにおける大臣裁定申請の要件である「協議が調わなかった場合、あるいは協議を行うことができなかった場合」には該当しない。

（２）法第 13 条第２項本文の同意をしない理由

①放送の地域性に係る意図の侵害

ア　放送の地域性に係る意図の侵害

テレビせとうちは、放送対象地域における放送を前提にサービスを行っており、災害報道において放送対象地域内の地方自治体と連携を深めるなど、地域に根ざした番組作りを行っている。区域外再送信は、地域密着との放送目的から大きく外れており、テレビせとうちの放送の地域性に係る意図を侵害するものである。

イ　地域間の関連性に係る受信者の利益

・申請者が再送信の業務を行おうとする区域は高知県須崎市全域と土佐市全域であり、高知県はテレビせとうちの放送対象地域である岡山県・香川県と隣接しておらず、高知県境から 70～80 キロメートルも離れた地域にある。このような地理的関係は、再送信ガイドラインにおける「一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域」である。

・両地域間における人・物等の交流は薄く、申請者が再送信を求める高知県須崎市全域と高知県土佐市全域の受信者の生活にとって、テレビせとうちの放送対象地域である岡山県・香川県の情報が必要であるとは到底考えられない。
・須崎市、土佐市の商圏は高知市及びその近郊にとどまっている。
・テレビせとうちの各中継局の電波については、高知県内におけるスピルオーバーはない。
・須崎市内、土佐市内において申請者を始めとして他の有線テレビジョン放送事業者、共聴施設等でテレビせとうちの放送を受信している事例はない。申請者の業務区域においてテレビせとうちの視聴実態、視聴習慣も存在しない。申請者に対して過去にアナログ放送の再送信について同意したことはなく、デジタル放送について同意しないことにより、既存の受信者が不利益を受けることはない。

ウ　侵害の程度と受信者の利益の程度との比較衡量

テレビせとうちの放送対象地域と申請者の業務区域との関連性が非常に薄いため受信者の利益がないに等しいのに対し、高知県においてテレビせとうちの放送が再送信されることにより、テレビせとうちの放送の地域性に係る意図が侵害される。

また、放送の地域性に係る意図の侵害の程度は、受信者の利益の程度との比較衡量上受忍限度を超えている。

②放送番組の販売収入の減少

テレビせとうちは希望する放送事業者に対して番組を販売しており、地元放送事業者の了解が得られないまま申請者による再送信同意を行った場合、番組販売収入が大幅に減少し、放送基盤の根幹を揺るがす重大な問題となる。

３　判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で検討すべき以下の３点について、下述（１）から（３）までのとおり判断を行った。

・申請者の大臣裁定申請は、法第 13 条第３項に定める申請要件を満たしている

か。
・放送の地域性に係る意図の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。
・経済的利益の侵害については、再送信に同意をしない正当な理由に該当するか。

（１） 協議継続中のため大臣裁定申請の要件を満たしていないとしていることについて

テレビせとうちの主張は２（１）のとおりである。これについて、申請者による裁定申請後、申請者とテレビせとうちとの間における連絡状況は次のとおりである。

・大臣裁定申請後、テレビせとうちが協議未了を主張したことを受け、総務省は平成 22 年９月 29 日にテレビせとうちに対し、協議を進めることを打診した。それを受けて、同年 10 月４日にテレビせとうちが申請者に協議再開の連絡をしたものの、テレビせとうちが協議再開について検討するとしたまま、その後約４ヶ月間連絡が取られない状況が発生した。
・平成 23 年１月 27 日付けで総務省はテレビせとうちに協議状況の確認文書を発出した。その直後の同年２月１日にテレビせとうちが申請者に協議再開を申し入れたものの、同年２月 19 日に申請者は、応じない旨書面で回答した。なお、テレビせとうちは同年２月 18 日に同年７月までに期限を区切った協議を行うことを提案している。その後、同年３月１日以降、相互に連絡が取られていない状況である。
・同年３月 18 日付けのテレビせとうちの意見書において、地域関連性が薄い等として、不同意の旨を明示した。
・テレビせとうちは同年４月７日の有線放送部会における意見聴取において、当事者間の協議を再開する場合に歩み寄りが可能であるかどうかの質問に対し、同年７月までの同意にこだわらない柔軟な協議を実施すること、受信点を業務区域内に設けないことについても柔軟に検討すること及び期間を限定した同意を提案することを回答した。
・しかし、実際にはその後の審議中（同年４月７日～６月１６日時点）に申請者に対して当該提案を行っていなかったことが確認された。

テレビせとうちは協議中であることを主張しながらも、平成 22 年 10 月から約４ヶ月間、申請者に連絡を取らないなど積極的に協議を進めたとは言い難く、平成 23 年４月７日の有線放送部会における提案についても、協議の期限を同年２月 18 日に提案した内容から先延ばしにするものとされていること、受信点はもともと業務区域内では確保できないことが明らか

であり、協議の過程においても受信点の設置場所を争点としていなかったことから、当事者間の協議不調の現状を打開する新たな提案とはならない。また、期間を限定した同意についても、その後、協議が行われていないことから、事実上協議が調わない状況であると認められ、法第 13 条第３項において「有線テレビジョン放送事業者（略）は、放送事業者（略）に対し、前項本文の同意（略）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」と規定される裁定申請の要件を満たしていると認められる。

（２） 放送の地域性に係る意図の侵害を理由に再送信に同意をしないとしていることについて

テレビせとうちの主張は、２（２）①のとおりである。

テレビせとうちの放送の地域性に係る意図の侵害の程度及び受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が正当な理由に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

① 放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求められていることを前提とし、テレビせとうちの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

テレビせとうちは、２（２）①アに加え、平成 23 年５月９日付けの追加資料において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、テレビせとうちの放送対象地域を対象として放送を行っており、区域外再送信の場合には、災害発生時の報道において適切な情報提供ができないこと、放送対象地域外における視聴者の住民感情に配慮した番組編成が行えないこと、放送対象地域内の視聴者を前提とした放送番組における各種の応募等に対応できないことを主張し、テレビせとうちの放送対象地域と経済的、地域的関わりがない申請者の業務区域においては、放送の地域性に係る意図と明らかに異なるものが求められるとし、申請者による区域外再送信について消極的な考えを明らかにしている。

放送の地域性に係る意図は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図にとどまるものであり、番組編集上の意図の中核を占める放送

番組の同一性やチャンネルイメージに比べて保護すべき必要性は相対的に低いため、受信者の利益の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断する。なお、その侵害は消極的な意図の侵害であるため、性質上必ずしも説明を求められるものではない。

テレビせとうちの放送の地域性に係る意図の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、テレビせとうちの番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、放送の地域性に係る意図の侵害を一定程度認めることはできるものである。したがって、当該放送の地域性に係る意図の侵害が再送信に係る受信者の利益（下述②）の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再送信に同意をしない正当な理由に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とテレビせとうちの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、一見明白に遠方にあるとは認められないことから、テレビせとうち及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とテレビせとうちの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成 17 年国勢調査によれば、須崎市及び土佐市から岡山県・香川県への通勤・通学者数はそれぞれ７人及び８人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.04%及び約 0.06%である。また、岡山県・香川県から土佐市及び須崎市への通勤・通学者数はそれぞれ６人及び７人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.04%及び約 0.05%である。両地域間の通勤・通学者数はいずれについても極めて少なく、割合としても極めて小さい。

両地域間の経済的取引関係に関し、消費活動についてのデータをみると、須崎市民及び土佐市民のうち、買回品（紳士服、婦人服、靴・鞄）の買物先を香川県又は岡山県とする者の割合は、土佐市民で 1.5%以下、須崎市民で 0.1%以下（高知県、平成 17 年度「県民消費動向調査報告書」）であり、極めて小さい。

上述の状況を始め、両事業者が提出した資料における事実関係からみて、受信者による生活等に必要な地域情報の取得の面からみた両地域間

の人の移動や消費活動等に係る交流は極めて少ない。

さらに、申請者の業務区域にテレビせとうちの放送のスピルオーバーがないこと、また、両地域間の歴史的経緯について特別な地域関連性をうかがわせるものはないこと、申請者の業務区域においてはテレビせとうちの放送の視聴習慣・視聴実態もないことなどから、両地域間の関連性は、受信者が再送信によって自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性という点では極めて小さいと言わざるを得ない。

③　放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害が、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるのに対し、②により、受信者の利益については、受信者が再送信によって自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性という点で極めて小さい。したがって、放送の地域性に係る意図の侵害の程度と、その放送の再送信に係る受信者の利益の程度を比較衡量した総合的な判断として、テレビせとうちの放送の地域性に係る意図の侵害の程度が受忍限度内にあるとは言えない場合に当たり、再送信に同意をしない正当な理由があると認められる。

（３）　経済的利益の侵害を理由に再送信に同意をしないことについて

テレビせとうちの主張は、２（２）②のとおりである。しかしながら、この主張は、放送事業者の番組編集上の意図と関わるものではなく、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

４　結論

以上のとおり、テレビせとうちが、申請者に対し、テレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があると認められるため、主文のとおり裁定する。

平成２３年６月２１日

総務大臣　片山　善博

裁　　定

関係当事者

申　請　人

山口県山口市中園町７番４０号

山口ケーブルビジョン株式会社

代表取締役　齋藤　宗房

申請に係る放送事業者

福岡県福岡市中央区清川２丁目２２番８号

株式会社福岡放送

代表取締役　原　章

平成２３年３月３０日付けで、有線テレビジョン放送法（昭和４７年法律第１１４号）第１３条第３項の規定に基づき、山口ケーブルビジョン株式会社から株式会社福岡放送を申請に係る放送事業者として裁定の申請があった件につき、次のとおり裁定する。

主　　文

株式会社福岡放送は、以下に定めるところにより、同社のテレビジョン放送を山口ケーブルビジョン株式会社が再送信することに同意しなければならない。

１　再送信しようとするテレビジョン放送
　　北九州デジタルテレビジョン放送局の放送

２　再送信の業務を行おうとする区域
　　山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部（別紙のとおり）

３　再送信の実施の方法
　　上記１のテレビジョン放送の全ての放送番組に変更を加えないで同時に再送信するとともに、再送信に利用するチャンネルは一定のチャンネルとし、空き時間であっても他の用途に利用しないこと。
　　なお、上記１のテレビジョン放送の再送信は区域外再送信となるため、山口ケーブルビジョン株式会社は、受信者が視聴する際に混乱が生じないよう再送信に利用するチャンネルの配置等について配慮をすること。

理　由

１　申請の概要

申請者は、平成５年４月８日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県山口市、防府市、宇部市及び美祢市の各一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「ＦＢＳ」という。）、ＲＫＢ毎日放送株式会社（以下「ＲＫＢ」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「ＫＢＣ」という。）及び株式会社ＴＶＱ九州放送（以下「ＴＶＱ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成 23 年３月 30 日付けで本件申請を行った。

ＦＢＳに関する申請の概要は、下述のとおりである。

（１）申請に係る再送信の概要

ア　再送信しようとするテレビジョン放送
　主文の１のとおり

イ　再送信の業務を行おうとする区域
　主文の２のとおり

ウ　再送信の実施の方法
　同時再送信による放送

エ　申請者が希望する再送信の開始日
　裁定あり次第速やかに

（２）協議の経過

申請者は、平成21年６月から１年半以上の期間（デジタルテレビジョン放送の再送信に関しては平成22年10月以降）、ＦＢＳの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を継続してきた。また、並行して山口県内の地元放送事業者とも協議を行った。

しかしながら、ＦＢＳは、

・まず地元放送事業者の同意を得てからＦＢＳに再送信同意を求めるべきである。
・山口県の同系列の放送事業者（山口放送株式会社）とＦＢＳは同じ放送内容であり、地元放送事業者の意向も無視はできない。
・市町村合併の有無によらず現在アナログ放送の再送信を行っていない地域は不同意とする方針である。
・福岡県との地域一体性があるのは下関までである。スピルオーバーが

存在する地域があることについては認める。

・著作権・著作隣接権の処理について、有線テレビジョン放送事業者も適切に対応する必要がある。

・総合放送４系統の放送を全国各地で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしている。

等とした。これに対し申請者は、

・地元放送事業者は当事者ではないので同意はＦＢＳ単独で考えていただきたい。

・ＦＢＳの放送対象地域と申請者の業務区域の間に地域関連性がある。

・受信者の利益を保護する立場から同一行政区域内での情報格差は到底認められないものであり、視聴習慣を尊重するべきである。

・福岡県の放送事業者しか放送していない番組もあり、百貨店やイベント、美術館、博物館等の情報量が地元放送事業者の放送と大きく異なる。

・山口県は福岡県と非常に近いとの距離感覚を持っており、地域の一体性が高い。

・著作権５団体の著作権料を支払っており、著作権法の改正等にも対応している。著作隣接権についてもケーブルテレビ連盟で全国統一されたルールにより対応している。

・長年の視聴習慣を踏まえ大臣裁定を視野に入れて区域外再送信の問題について速やかに解決するよう宇部市、美祢市、山口市及び防府市の各市長から要請を受けている。

・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。

等として、当事者間での協議は膠着状態で進展がなく、協議終了を確認したため、平成23年３月に本件申請を行ったものである。

２　申請に係る放送事業者の意見の概要

ＦＢＳが、平成 23 年４月 28 日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第 13 条第４項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（１）協議の経過

ＦＢＳと申請者との間において、平成 21 年６月４日以降、計 11 回の協

議を実施してきた。５回目の協議である平成 22 年 10 月 27 日に、申請者はデジタル放送の再送信を行う要望を行ったのに対し、ＦＢＳは、大臣裁定になれば、申請者の主張に対し反論する旨を説明した。その後、11 回目の協議である平成 23 年３月 28 日の協議においては、申請者は大臣裁定申請を行う旨の説明を行ったのに対して、ＦＢＳは、国の判断を仰ぐしかない旨説明を行った。

（２）法第 13 条第２項本文の同意をしない理由

○　放送の地域性に係る意図の侵害

ア　放送の地域性に係る意図の侵害

再送信により福岡県の情報が氾濫すればするほど、再送信先である山口県の購買力は流出し、山口県の文化や歴史、行政に対する関心の低下を招く。こうした結果、疲弊するのは山口県勢であり、ひいては山口県民である。多発する災害時には、市町村単位の細やかな警戒情報や被害状況、ライフラインに関する安心安全情報の提供は地元放送事業者にしかできないが、区域外再送信による放送の視聴により安全安心情報が山口県民に届かないおそれがある。

イ　地域間の関連性に係る受信者の利益

・平成 17 年国勢調査によると、申請者が業務区域とする山口市、防府市、宇部市及び美祢市（旧美東町及び旧秋芳町）と福岡県の間の通勤・通学者数については、各市を常住地とする通勤・通学者数のうち福岡県に通勤・通学する者の数の割合及び各市への通勤・通学者数のうち福岡県から通勤・通学する者の数の割合がいずれも全体の約 0.5%にも達していないことから、常態的人的交流は認められない。

・平成 19 年度山口県買物動向調査によると、申請者の業務区域にある世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は、山口市約 0.4%、防府市約 0.5%、宇部市約 0.8%及び美祢市約 0.4%といずれも１%未満であり、消費活動の流出割合からは、福岡県と各市の生活実態上の関係性は認められない。

・ＦＢＳの北九州デジタルテレビジョン放送局では、山口県側には電波が極力飛び出さないように抑制して送信しており、放送区域は下

関の一部までとなっている。申請者の業務区域はＦＢＳの放送区域から外れており、周防灘沿岸に近い地域ではブースター等の使用により直接受信が可能であるが、ほとんどの業務区域において直接受信はできないと推測される。

・歴史的経緯から見ても、地域的に一体性があるのは、関門海峡を挟んだ下関市までであると認識している。

・申請者が業務区域とする山口市（旧阿東町を除く。）、宇部市の一部、防府市、美祢市の一部（旧美東町）について、ＦＢＳはアナログ放送の再送信に同意をしているが、これについては、地元放送事業者が２者しかない時代に、難視解消や情報格差の是正の観点から同意を出してきた歴史的な経緯がある。現在、山口県に系列局がないフジテレビ系列の株式会社テレビ西日本による放送の再送信が行われていることから、総合放送４系統の放送を全国各地で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしており、情報格差は解消されている。

３　判断

申請者の大臣裁定申請に係る処分を決定する上で、放送の地域性に係る意図の侵害が、再送信に同意をしない正当な理由に該当するかについて、下述のとおり判断を行った。

ＦＢＳの主張は２（２）のとおりである。

ＦＢＳの放送の地域性に係る意図の侵害の程度及び受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について、地域間における人・物等の交流状況を基本としつつ、その他地域間の関連性を示す要素も併せて考慮し、当該再送信による放送の地域性に係る意図の侵害が正当な理由に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

①　放送の地域性に係る意図の侵害の程度について

放送の地域性に係る意図の侵害の程度については、地上放送は放送普及基本計画において、放送対象地域における地域住民の要望に応える放送が求められていることを前提とし、ＦＢＳの放送が申請者の業務区域において再送信された場合に起こり得る侵害について評価を行った。

ＦＢＳは、２（２）アに加え、意見書及び平成 23 年５月 30 日付けの追加

資料（ＲＫＢ、ＫＢＣ及びＴＶＱから援用したものを含む）において、再送信による放送の地域性に係る意図の侵害の具体例として、

・山口県の県内のニュース、災害情報が放送されないことにより、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感とのずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
・山口県の地域特性や歴史、県民性などを斟酌しない番組内容になる可能性があり、放送対象地域外の視聴者の放送への期待感との間にずれが生じ、結果として、チャンネルイメージが侵害される。
・放送による被害が発生した場合、放送対象地域を越えて責任が発生するため、賠償リスクが高まる。
・山口県内におけるドメスティックバイオレンスの被害者、事件の告発者などが、福岡県内における放送については了解するものの、山口県内においては放送の見合わせを求めてくる場合があり、再送信により、取材対象者のプライバシーが侵害され、ＦＢＳは番組編集上の意図を侵害されるばかりでなく、放送責任を問われる。

等を主張し、番組編集上の意図に含まれる放送の地域性に係る意図の侵害が想定されるとしている。

放送の地域性に係る意図は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図にとどまるものであり、番組編集上の意図の中核を占める放送番組の同一性やチャンネルイメージに比べて保護すべき必要性は相対的に低いため、受信者の利益の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断する。なお、その侵害は消極的な意図の侵害であるため、性質上必ずしも説明を求められるものではない。

ＦＢＳの放送の地域性に係る意図の侵害に係る上述の主張については、区域外再送信が行われる全ての事業者について生じうるものであり、ＦＢＳの番組編集上の意図が害され、又は歪曲されることを示す特別な事情があるとまでは言えないが、放送の地域性に係る意図の侵害を一定程度認めることはできるものである。したがって、当該放送の地域性に係る意図の侵害が再送信に係る受信者の利益（下述②）の程度との比較衡量上受忍限度を越えるか否かにより、当該侵害が再送信に同意をしない正当な理由に当たるか否かを判断する。

② 受信者の利益（受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得できること）の程度について

地域間の関連性に係る受信者の利益については、申請者の業務区域とＦＢＳの放送対象地域とは隣接する市町村ではないが、一見明白に遠方にあるとは認められないことから、ＦＢＳ及び申請者からそれぞれ提出された人・物等の交流状況やその他地域間の関連性を示す要素に基づき評価を行った。

申請者の業務区域とＦＢＳの放送対象地域との間の人の交流状況については、平成 17 年国勢調査によれば（※）、山口市、防府市、宇部市及び美祢市から福岡県への通勤・通学者数はそれぞれ 235 人、78 人、319 人及び 40 人であり、当地に常住する全通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.2%、約 0.1%、約 0.3%及び約 0.2%である。また、福岡県から山口市、防府市、宇部市及び美祢市への通勤・通学者数は、それぞれ 315 人、91 人、295 人及び 26 人であり、当地での通勤・通学者数に占めるこれらの割合はそれぞれ約 0.3%、約 0.1%、約 0.3%及び約 0.2%である。

※合併後の現在の市町村の区域について算出したもの。

評価の参考とするため、二県で一つの放送対象地域となっている岡山県と香川県との間の交流状況について同じ割合（相手県への通勤・通学者数が自県に常住する全通勤・通学者数に占める割合）を算出すると、岡山県から香川県への通勤・通学者数については約 0.2%、香川県から岡山県については約 0.3%となり、申請者が業務区域とする各市と福岡県との間の通勤・通学の状況と同程度であることから、受信者が自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性と関係が深い人の交流が申請者の業務区域とＦＢＳの放送対象地域との間で一定程度行われていると認められる。

両地域間の経済的取引状況に関しては、買回品についてのデータをみると、山口市内３大学の学生の買回品（衣料、家電、貴金属、化粧品等）の買物先の約 23.5%が福岡県であり（平成 20 年３大学学生アンケート調査（山口商工会議所、まち大学委員会））、防府市民が休日にショッピング（高級衣料品、家具等）を行う地域は、市内約 48.5%、山口方面約 19.4%に次いで、北九州市・福岡市方面が約 8.4%である（平成 21 年市民アンケート調査）など、消費活動について、両地域間においては一定程度の交流がうかがえる。

スピルオーバーについても、各市において一定の面的広がりをもって存在することが当事者から提出されたデータ（※）やスピルオーバーの机上計算結果（総務省調べ）からうかがわれる。また、山口市（旧阿東町を除く）、宇部市の一部、防府市、美祢市（旧美東町に限る）においてはＦＢＳのアナログ放送の再送信が行われており、アナログ放送とデジタル放送を区別する必要性がないことから、少なくとも、これらの地域においては視聴実態、視聴

習慣を認めることができる。

※　申請者の実地調査によれば、山口市の 24 地点中 13 地点、防府市の 28 地点中 26 地点、宇部市の 44 地点中 41 地点及び美祢市の 16 地点中８地点で良好な受信が可能であり、意見聴取において、放送事業者は、（申請者の業務区域の）20％弱のエリアで受信が可能であるとしている。

なお、申請者の業務区域において市町村合併により山口市や美祢市の区域が拡大しているが、合併した市町村については基礎的自治体として一体感の醸成を目指した行政が行われている中、同一市町村内において受信者の利益は、原則として一体的に捉えることが適当である。

以上から、申請者の業務区域とＦＢＳの放送対象地域の間の関連性については、人の交流、経済的取引状況、スピルオーバー等の関連性を示す指標により、受信者が再送信によって自らの生活等に必要な地域情報を取得する必要性という点で、受信者の利益を認めることができる。

③　放送の地域性に係る意図の侵害と受信者の利益の程度との比較衡量

①により、放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図である放送の地域性に係る意図の侵害は、区域外再送信が行われる場合に一般的に生じる程度認められるにとどまるものであるのに対し、②により、受信者の利益については、４市について人・物等の交流状況が認められ、かつ、視聴習慣・視聴実態もアナログ放送の再送信等により広範に存在するものである。したがって、放送の地域性に係る意図の侵害の程度と、その放送の再送信に係る受信者の利益の程度を比較衡量した総合的な判断として、ＦＢＳの放送の地域性に係る意図の侵害の程度が受忍限度を越えているとは言えず、放送の地域性に係る意図の侵害は、再送信に同意をしない正当な理由とは認められない。

４　結論

以上のとおり、ＦＢＳが、申請者に対し、そのデジタルテレビジョン放送の再送信に同意をしない正当な理由があるとは認められないため、主文のとおり裁定する。

５　その他

有線テレビジョン放送事業者は区域外再送信に当たり、再送信する放送が業務区域の地域情報を提供するものでないことから、受信者において混乱が生じ

ないよう、チャンネルの配置等について配慮をすべきである。

平成２３年６月２１日

総務大臣　片山　善博

山口市： 木町、香山町、水の上町、金古曽町、石観音町、道祖町、円政寺町、堂の前町、大市町、古熊一丁目、古熊二丁目、古熊三丁目、東山一丁目、東山二丁目、大手町、滝町、春日町、亀山町、白石一丁目、白石二丁目、白石三丁目、糸米一丁目、糸米二丁目、中河原町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、旭通り一丁目、旭通り二丁目、本町一丁目、本町二丁目、道場門前一丁目、道場門前二丁目、米屋町、中市町、駅通り一丁目、駅通り二丁目、惣太夫町、黄金町、鰐石町、宮島町、三和町、松美町、中園町、泉都町、緑町、熊野町、荻町、元町、神田町、朝倉町、富田原町、前町、下市町、今井町、湯田温泉一丁目、湯田温泉二丁目、湯田温泉三丁目、湯田温泉四丁目、湯田温泉五丁目、湯田温泉六丁目、楠木町、泉町、赤妻町、錦町、穂積町、若宮町、矢原町、周布町、幸町、宝町、葵一丁目、葵二丁目、三の宮一丁目、三の宮二丁目、芝崎町、桜畠一丁目、桜畠二丁目、桜畠三丁目、桜畠四丁目、折本一丁目、折本二丁目、天花一丁目、天花二丁目、天花三丁目、上天花町、桜畠五丁目、七尾台、緑ヶ丘、青葉台、平野一丁目、上宇野令、上竪小路、下竪小路、円政寺、大殿大路、野田、八幡馬場、後河原、諸願小路、銭湯小路、久保小路、新馬場、中河原、下宇野令、仁保上郷、仁保中郷、仁保下郷、上小鯖、下小鯖、大内御堀、大内矢田、大内長野、宮野上、宮野下、吉敷、中尾、吉敷赤田一丁目、吉敷赤田二丁目、吉敷赤田三丁目、吉敷赤田四丁目、吉敷赤田五丁目、吉敷佐畑一丁目、吉敷佐畑二丁目、吉敷佐畑三丁目、吉敷佐畑四丁目、吉敷佐畑五丁目、吉敷佐畑六丁目、維新公園一丁目、維新公園二丁目、維新公園三丁目、維新公園四丁目、維新公園五丁目、維新公園六丁目、吉敷上東一丁目、吉敷上東二丁目、吉敷上東四丁目、吉敷中東一丁目、吉敷中東二丁目、吉敷中東三丁目、吉敷中東四丁目、吉敷下東一丁目、吉敷下東二丁目、吉敷下東三丁目、吉敷下東四丁目、平井、吉田、黒川、矢原、朝田、陶、鋳銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、江崎、深溝、佐山、小郡真名、小郡上郷、小郡下郷、小郡御幸町、小郡黄金町、小郡高砂町、小郡大江町、小郡前田町、小郡船倉町、小郡緑町、小郡花園町、小郡若草町、小郡平砂町、小郡維新町、小郡平成町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町、小郡金堀町、秋穂東、秋穂西、阿知須、徳地鯖河内、徳地串、徳地上村、徳地島地、徳地藤木、徳地山畑、徳地深谷、徳地小古祖、徳地堀、徳地伊賀地、徳地岸見、徳地船路、徳地引谷、徳地三谷、徳地八坂、徳地柚木、徳地野谷、阿東篠目、阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐上、阿東徳佐中、阿東徳佐下、阿東嘉年上、阿東嘉年下の各全域

防府市：大字浜方、大字田島、大字富海、大字佐野、大字大崎、大字江泊、大字新田、大字仁井令、大字伊佐江、惣社町、美和町、緑町一丁目、緑町二丁目、国分寺町、南松崎町、東松崎町　松崎町、上天神町、天神一丁目、天神二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、宮市町、迫戸町、戎町一丁目、戎町二丁目、八王子一丁目、八王子二丁目、今市町、本橋町、新橋町、千日一丁目、千日二丁目、平和町、佐波一丁目、佐波二丁目、泉町、中泉町、開出、古祖原、高倉一丁目、高倉二丁目、開出本町、開出西町、西仁井令一丁目、西仁井令二丁目、国衙一丁目、国衙五丁目、寿町、警固町一丁目、警固町二丁目、勝間三丁目、鋳物師町、車塚町、駅南町、多々良一丁目、多々良二丁目、国衙二

丁目、国衙三丁目、国衙四丁目、仁井令町、桑山一丁目、桑山二丁目、桑南一丁目、桑南二丁目、石ヶ口一丁目、石ヶ口二丁目、石ヶ口三丁目、華浦一丁目、華浦二丁目、鞠生町、松原町、岡村町、中央町、三田尻一丁目、三田尻二丁目、三田尻三丁目、東三田尻一丁目、東三田尻二丁目、お茶屋町、自力町、勝間一丁目、勝間二丁目、三田尻本町、東仁井令町、清水町、華園町、伊佐江町、新田一丁目、大字上右田、大字下右田、大字東佐波令、大字植松、大字西浦、大字中山、大字奈美、大字鈴屋、大字奥畑、大字久兼、大字和字、大字真尾、大字牟礼、大字高井、大字向島、大字台道、岸津一丁目、岸津二丁目、牟礼今宿一丁目、牟礼今宿二丁目、沖今宿一丁目、沖今宿二丁目、牟礼柳、酢貝、岩畠一丁目、岩畠二丁目、岩畠三丁目、中西、敷山町、鐘紡町、協和町、新築地町、華城中央一丁目、華城中央二丁目、自由ケ丘一丁目、自由ケ丘二丁目、自由ケ丘三丁目、自由ケ丘四丁目、大字切畑の各全域。

宇部市：相生町、朝日町、上条１丁目、上条２丁目、上条３丁目、上条４丁目、上条５丁目、あすとぴあ１丁目、あすとぴあ２丁目、あすとぴあ３丁目、あすとぴあ４丁目、あすとぴあ５丁目、あすとぴあ６丁目、あすとぴあ７丁目、厚南北１丁目、厚南北２丁目、厚南北３丁目、厚南北４丁目、厚南北５丁目、居能町１丁目、居能町２丁目、居能町３丁目、今村北１丁目、今村北２丁目、今村北３丁目、今村北４丁目、今村北５丁目、今村南１丁目、今村南２丁目、今村南３丁目、岩鼻町、上町１丁目、上町２丁目、鵜の島町、大字芦河内、大字荒瀬、大字櫟原、大字今富、大字瓜生野、大字沖宇部、大字沖ノ旦、大字奥万倉、大字小野、大字上宇部、大字川上、大字木田、大字際波、大字車地、大字小串、大字如意寺、大字末信、大字棚井、大字妻崎開作、大字中宇部、大字中野開作、大字中山、大字西沖の山、大字西岐波、大字西万倉、大字西吉部、大字東吉部、大字東岐波、大字東須恵、大字東万倉、大字広瀬、大字藤河内、大字藤曲、大字船木、大字矢矯、大字山中、大字吉見、大字善和、大字棯小野、海南町、上野中町、神原町１丁目、神原町２丁目、亀浦１丁目、亀浦２丁目、亀浦３丁目、亀浦４丁目、亀浦５丁目、川添１丁目、川添２丁目、川添３丁目、北小羽山町１丁目、北小羽山町２丁目、北小羽山町３丁目、北小羽山町４丁目、北琴芝１丁目、北琴芝２丁目、北条１丁目、北条２丁目、草江１丁目、草江２丁目、草江３丁目、草江４丁目、五十目山町、琴崎町、琴芝町１丁目、琴芝町２丁目、寿町１丁目、寿町２丁目、寿町３丁目、小松原町１丁目、小松原町２丁目、幸町、笹山町１丁目、笹山町２丁目、芝中町、島１丁目、島２丁目、島３丁目、下条１丁目、下条２丁目、昭和町１丁目、昭和町２丁目、昭和町３丁目、昭和町４丁目、新天町１丁目、新天町２丁目、新町、末広町、助田町、中央町１丁目、中央町２丁目、中央町３丁目、常藤町、寺の前町、常盤台１丁目、常盤台２丁目、常盤町１丁目、常盤町２丁目、床波１丁目、床波２丁目、床波３丁目、床波４丁目、床波５丁目、床波６丁目、中尾１丁目、中尾２丁目、中村１丁目、中村２丁目、中村３丁目、鍋倉町、西宇部南１丁目、西宇部南２丁目、西宇部南３丁目、西宇部南４丁目、西梶返１丁目、西梶返２丁目、西梶返３丁目、錦町、西小串１丁目、西琴芝１丁目、西琴芝２丁目、西中町、西平原１丁目、西平原２丁目、西平原３丁目、西平原４丁目、西本町１丁目、西本町２丁目、野中１丁目、野中２丁目、野中３丁目、野中４丁目、野中５丁目、野原１丁目、野原２丁目、則貞１丁目、則貞

2丁目、則貞3丁目、則貞4丁目、則貞5丁目、則貞6丁目、浜田1丁目、浜田2丁目、浜田3丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、東小羽山町1丁目、東小羽山町2丁目、東小羽山町3丁目、東小羽山町4丁目、東小羽山町5丁目、東梶返1丁目、東梶返2丁目、東梶返3丁目、東梶返4丁目、東琴芝1丁目、東琴芝2丁目、東芝中町、東新川町、東平原1丁目、東平原2丁目、東藤曲1丁目、東藤曲2丁目、東本町1丁目、東本町2丁目、東見初町、開1丁目、開2丁目、開3丁目、開4丁目、開5丁目、開6丁目、風呂ヶ迫町、文京台1丁目、文京台2丁目、文京台3丁目、文京町、松崎町、松島町、松山町1丁目、松山町2丁目、松山町3丁目、松山町4丁目、松山町5丁目、岬町1丁目、岬町2丁目、岬町3丁目、港町1丁目、港町2丁目、南小羽山町1丁目、南小羽山町2丁目、南小羽山町3丁目、南小串1丁目、南小串2丁目、南中山町、南浜町1丁目、南浜町2丁目、宮地町、明神町1丁目、明神町2丁目、明神町3丁目、明治町1丁目、明治町2丁目、山門1丁目、山門2丁目、山門3丁目、山門4丁目、山門5丁目、山の手町、若松町、恩田町1丁目、恩田町2丁目、恩田町3丁目、恩田町4丁目、恩田町5丁目、沼1丁目、沼2丁目、沼3丁目、大小路1丁目、大小路2丁目、大小路3丁目、東小串1丁目、東小串2丁目、八王子町の各全域

美祢市美東町：赤郷、大田、綾木、真長田の各全域
美祢市秋芳町：青景、秋吉、岩永下郷、岩永本郷、嘉万、別府の各全域

平成２３年6月２１日

美祢市
　市長　村田　弘司　殿

総務大臣　　片山　善博

総務大臣裁定の申請に係る拒否処分について（通知）

平成 23 年３月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請について、下記の理由により拒否処分とする。

記

有線テレビジョン放送法（昭和 47 年法律第 114 号）第 13 条第３項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため。（※　具体的には別紙に記載）

別　紙

株式会社福岡放送に係る拒否処分の理由

１　申請の概要

申請者は、平成６年８月 18 日付けで郵政大臣から有線テレビジョン放送施設の設置許可を得て、山口県美祢市の一部において有線テレビジョン放送を行っている者であるが、福岡県福岡市所在の放送事業者である株式会社福岡放送（以下「ＦＢＳ」という。）、ＲＫＢ毎日放送株式会社（以下「ＲＫＢ」という。）、九州朝日放送株式会社（以下「ＫＢＣ」という。）及び株式会社ＴＶＱ九州放送（以下「ＴＶＱ」という。）のデジタルテレビジョン放送の再送信を希望し協議を求めたが、協議が調わなかったとして、平成 23 年３月 30 日付けで本件申請を行った。

ＦＢＳに関する申請の概要は、下述のとおりである。

（１）申請に係る再送信の概要

ア　再送信しようとするテレビジョン放送
　北九州デジタルテレビジョン放送局の放送

イ　再送信の業務を行おうとする区域
　山口県美祢市の大嶺町、伊佐町、豊田前町、於福町、東厚保町、西厚保町の全域

ウ　再送信の実施の方法
　同時再送信による放送

エ　申請者が希望する再送信の開始日
　裁定あり次第速やかに

（２）協議の経過

申請者は、平成23年２月から３月までの期間、ＦＢＳの放送対象地域の外において行われる再送信に係る協議を行った。

しかしながら、ＦＢＳは、

・地元放送事業者の同意がなければ同意はできない。
・申請者の業務区域においてはＦＢＳのアナログ放送の視聴習慣がない。
・福岡県と山口県とでは経済圏、文化圏が異なる。隣接の下関以外での再送信は遠慮してほしい。
・県域免許であり、山口県への災害等の緊急情報などに責任が取れない（山口県の緊急情報を必ずしも放送できない。）。
・総合放送４系統の放送を全国各地域で普及させるとの放送普及基本計画の指針を山口県は実質的に満たしている。

等とした。これに対して、申請者は、

・旧美祢市、旧秋芳町では視聴習慣がないが、旧美東町では山口ケーブルビジョン株式会社（以下「山口ケーブル」という。）による視聴習慣があり、同一市内での平等性が必要であるため申請者についても同意をいただきたい。

・申請者の業務区域とＦＢＳの放送対象地域との間には経済的、文化的なつながりがある。

・山口県市長会、山口県議会等から区域外再送信に係る要望が出されている。

等とし、当事者間での協議は平行線のままであるとして、平成23年３月に本件申請を行ったものである。

２　申請に係る放送事業者の意見の概要

ＦＢＳが、平成 23 年４月 28 日付けで有線テレビジョン放送法（以下「法」という。）第 13 条第４項に基づき提出した意見書の概要は、下述のとおりである。

（１）協議の経過

申請者とＦＢＳとの間の協議は、平成 23 年２月から３月のまで間に以下のとおり計２回しか行っておらず、また、ＦＢＳは、申請者にアナログ放送について再送信に同意していない現状から、申請者とは裁定申請に至った経緯について十分な協議が尽くされたとは考えていない。

平成 23 年２月９日、申請者がデジタル放送の再送信について同意を要請した。平成 23 年３月４日、ＦＢＳはアナログ放送の再送信に同意しておらず、視聴習慣もなく、同意はできない旨説明し、申請者に対し協議継続を主張した。

（２）法第 13 条第２項本文の同意をしない理由

①　放送の地域性に係る意図の侵害

ア　放送の地域性に係る意図の侵害

再送信により福岡県の情報が氾濫すればするほど、再送信先である山口県の購買力は流出し、山口県の文化や歴史、行政に対する関心の

低下を招く。こうした結果、疲弊するのは山口県勢であり、ひいては山口県民である。多発する災害時には、市町村単位の細やかな警戒情報や被害状況、ライフラインに関する安心安全情報の提供は地元放送事業者にしかできないが、区域外再送信による放送の視聴により安全安心情報が山口県民に届かないおそれがある。

イ　地域間の関連性に係る受信者の利益

・平成 17 年国勢調査によると、申請者が業務区域とする美祢市（旧美祢市）と福岡県の間の通勤・通学者については、旧美祢市を常住地とする通勤・通学者総数のうち福岡県への通勤・通学者数の割合及び旧美祢市への通勤・通学者総数のうち福岡県からの通勤・通学者数の割合がいずれも全体の約 0.5%にも達していないことから、常態的人的交流は認められない。

・平成 19 年度山口県買物動向調査によると、申請者の業務区域にある世帯のうち福岡県で買物をした額の割合を示す県外流出率（世帯率）は、わずか約 0.4%であり、消費活動の流出割合からは、福岡県との生活実態上の関係性は認められない。

・ＦＢＳの北九州デジタルテレビジョン放送局には、山口県側には電波が極力飛び出さないように抑制して送信しており、放送区域は下関の一部までとなっている。申請者の業務区域はＦＢＳの放送区域から外れており、周防灘沿岸に近い地域ではブースター等の使用により直接受信が可能であるが、申請者の業務区域において直接受信はできないと推測される。

・両地域を巡る歴史的経緯として、美祢市の産業の歴史の中で、石炭業、石灰業ともに福岡県とのかかわりは深いことが「美祢市史」に書かれているが、石炭産業の衰退後は、福岡県と美祢市との間に地域間の関連性はほとんどどない。

・ＦＢＳは、申請者に対して、アナログ放送の再送信に同意しておらず、美祢市（旧美祢市）においてＦＢＳ視聴習慣も視聴実態もない。

３　判断

法第 13 条第３項においては、有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者等に対し、再送信を求める同意につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができることが定められている。

ＦＢＳの再送信同意を求める申請者の大臣裁定の申請に関して、申請者とＦＢＳとの間で行われてきた再送信の同意を求める協議について、法第 13 条第３項に照らして「協議が調わなかったとき」との要件に該当するかどうかを以下のとおり判断する。

（１）まず、申請者とＦＢＳとの間における協議の状況はおおむね以下のとおりであると認められる。

① 平成 22 年 10 月 13 日に、申請者は他市とともにＦＢＳを訪問し、デジタル放送の再送信の同意を申し込み、要望を行った。

② 平成 23 年２月９日に、申請者はＦＢＳによるデジタル放送の再送信の同意について協議を行い、今後の協議継続を依頼した。

③ 同年３月４日に、申請者はＦＢＳによるデジタル放送の再送信の同意について協議を行った。この際、ＦＢＳはアナログ放送の再送信に同意しておらず、視聴習慣もないため同意はできない旨説明し、申請者は大臣裁定を申請するしか方法がない旨を回答した。

（２）（１）の事実からは、実質的な協議は大臣裁定を申請する直前の２回のみであり、協議の期間も１カ月に満たず、また、２回目の協議において早くも大臣裁定の申請の意向を述べていることからも、申請者とＦＢＳの間においては協議が十分に行われておらず、協議を続ける余地があると解さざるを得ない。

（３）また、平成 23 年５月 18 日の情報通信行政・郵政行政審議会有線放送部会（以下「有線放送部会」という。）における協議状況の確認に対して、申請者はアナログ放送の停波まで期間がなく、県議会の決議等を踏まえて検討した後に協議を開始したため、限られた協議回数になったとの回答を行ったが、平成 22 年 10 月に行われた県議会の議決等の後、速やかにＦＢＳと協議を重ねることも可能であったものと解される。

（４）さらに、有線放送部会からの求めにより平成 23 年５月 31 日付けで申請要件の充当性に係る申請者からの追加資料が提出されたが、そこで述べら

れている主張については、

① 申請者は区域外再送信に行政が介入することは適当ではないとの山口県内の放送事業者の見解を尊重して、山口ケーブルによるＦＢＳとのやりとりを見守っていたとしているが、地方自治体としての立場と有線テレビジョン放送事業者としての立場は異なるものであり、有線テレビジョン放送事業者として協議を尽くすよう努める余地があったものと解される。

② 申請者は平成 22 年 10 月の再送信同意申込書提出の際にＦＢＳ側から地元放送事業者の同意の必要性等の見解が示されたことが実質的に協議に当たるとしているが、申請者は長門市及び周南市とともにＦＢＳを訪問した際に、山口県市長会の要望書及び山口県議会の決議の提出と合わせて再送信の同意の申込みを行ったものであり、これに対しＦＢＳは地元放送事業者の同意に関して説明したのみであって、これをもって当事者間において実質的な協議がなされたとは言い難い。

③ 申請者は２回の協議において相互の主張に接点がなく平行線であったとしているが、ＦＢＳは協議中との認識である中で、２回のみの協議において歩み寄りがみられなかったことをもって、歩み寄る余地がないものとは認められない。

以上により、当事者間の協議の経緯には、回数が少ない短期間の協議の中でも協議が調わず、又はその協議をすることができないときに該当するに至ったとみるべき特段の理由はみられないものである。

（５）申請者からは協議が不調であるものとして大臣裁定の申請があったが、上述（１）ないし（４）を踏まえると、申請者とＦＢＳ間の現在の状況は、協議が調わなかったときに該当しないと判断されるものである。

（６）以上により、総務大臣の裁定に係る申請については、法第 13 条第３項の大臣裁定の申請要件に該当しないため、２（２）における法第 13 条第２項本文の同意をしない理由についての判断は行わないものとする。

４　結論

以上のとおり、平成 23 年３月 30 日付けで申請のあった総務大臣の裁定に係る申請については、法第 13 条第３項の「協議が調わず、又はその協議をすることができないとき」に該当しないため、拒否処分とする。

（参考）

有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン（抄）

Ⅱ 協議手続について（有テレ法第１３条第３項に規定する「協議」に関する事項等）

有テレ法第１３条第２項の規定に基づき、放送事業者等の放送等について、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送事業者になろうとする者を含む。以下同じ。）がその再送信の同意を求めて行う協議の原則、その手続、その他協議に関する基本的な考え方及び具体的留意事項は、以下のとおりとする。

なお、有テレ法第１３条第３項においては、「有線テレビジョン放送事業者（略）は、放送事業者（略）に対し、前項本文の同意（略）につき協議を求めたが、その協議が調わず、又はその協議をすることができないときは、総務大臣の裁定を申請することができる。」と定められているが、以下の事項は、この裁定申請の要件を満たしているか否かを判断する際の資料となるものである。また、有線テレビジョン放送事業者が同意の期限を越えて再送信を行っている場合等について、その事情を判断する際の資料としても用いるものである。

２ 協議の手続

協議は、原則として、以下の手続に従わなければならない。また、その経緯が具体的に書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）で明らかになるよう努めるものとする。

（以下略）

３ 協議手続の終了等

ア　協議は、再送信の同意をすることにつき若しくは再送信の同意をしないことにつき協議が調ったとき又は協議が調わなかったときに終了する。

イ　「ア」の「協議が調わなかったとき」とは、２の協議の手続に従って協議を行い、又は行おうとしたにもかかわらず、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したとき、又は放送事業者等が誠意をもって協議に応じようとしないときをいう。

（以下略）

Ⅲ 「正当な理由」について（有テレ法第１３条第５項に規定する「正当な理由」等）

２ 「正当な理由」の具体的考え方

(1) 放送番組の同一性やチャンネルイメージ

（略）

(2) 放送等が受信される地域についての意図（放送等の地域性に係る意図）（区域外再送信の場合に限る。）

放送法に定められる放送対象地域を前提として編集される放送等が、それ以外の地域で無断で再送信されることにより、放送事業者等の放送等が受信される地域についての「番組編集上の意図」が害され、又は歪曲される場合がある。

この点、「放送の地域性に係る意図」は、広く国民に向かって表現（放送）されている放送番組を自らの放送対象地域以外では見られたくないという消極的な意図であることから、「番組編集上の意図」の中核を占める(1)に比べて保護すべき必要性は相対的に低い。したがって、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性を判断することが適当である。

すなわち、放送事業者等の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が、その放送等の再送信に係る「受信者の利益」の程度との比較衡量において、許容範囲内（受忍限度内）にあると言えない場合には、放送事業者等が同意しないことの「正当な理由」があると言える。以下、その留意事項等を掲げる。

ア 放送事業者等は、再送信に係る同意をしないときは、以下の例示の事項のうち、(ｱ) を基本としつつ(ｲ)も併せて、地域間の関連性に係る「受信者の利益」に配慮して、当該再送信による「放送の地域性に係る意図」の侵害が「正当な理由」に当たることを説明する。

(ｱ) 地域間における人・物等の交流状況

- 通勤・通学等人の移動状況
- 両地域間の経済的取引状況
- 電波のスピルオーバーの状況 等

(ｲ) その他地域間の関連性を示す要素

- 両地域の関係を巡る歴史的経緯
- 再送信に関する視聴実態、視聴習慣 等

イ 「正当な理由」の有無の判断は、最終的には個別事案に関する総合判断となるが、例示をすれば、少なくとも、放送事業者等の放送対象地域に隣接する市町村における再送信の場合については、一般に「正当な理由」に該当しないものと考えられる。他方、一般的な国民の視点から見て、放送対象地域から一見明白に遠方にあると認められる地域における再送信の場合については、原則として「正当な理由」に該当するものと考えられる。